

会 則

本会則は、株式会社J R東海ホテルズ（以下「当社」といいます）が、タワーズフィットネスクラブの会員との間のフィットネスクラブ会員契約の内容とすることを目的として定めるものとする。

第1条（名称）

本クラブは、タワーズフィットネスクラブ（以下「本クラブ」といいます）と称します。

第2条（所在地）

本クラブの所在地は、名古屋市中村区名駅一丁目1番4号、名古屋マリOTTアソシアホテル内におきます。

第3条（管理・運営）

本クラブの管理および運営は、株式会社J R東海ホテルズ（以下「当社」といいます）が行います。

第4条（本クラブの目的）

本クラブは、会員が本クラブ内の施設利用を通じて、心と体の安らぎと健康の維持・増進に努めるとともに、会員相互の親睦を図り、且つ品位あるクラブたることを目的とします。

第5条（会員資格条件）

次条に定める本クラブの個人会員、家族会員、リミテッド会員および法人会員の記名者（以下、一括して総称するときは、単に「会員」といいます）は、次の各号に該当すると当社が認めた方であって、かつ、当社の承認を得て入会を認められた方とします。

- (1) 本会則、細則および施設利用規則その他当社の定めた事項を遵守することに同意する方。
- (2) 健康状態に異常がなく、自己健康管理能力を有する方。
- (3) 本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
- (4) 満20歳以上の方。但し、家族会員については満18歳以上、リミテッド会員については満49歳以下の方。
- (5) 刺青、タトゥーをされていない方。
- (6) 暴力団員、又はこれの支配下にない方、暴力団と密接な交際をしていない方。
- (7) 暴力団関係企業に所属していない方（法人会員については、入会する法人及びその関連団体に暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない方が所属していないこと）。
- (8) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力等に所属していない方。
- (9) その他当社が不相当と認める事項がない方。

第6条（会員の種類）

1. 本クラブの会員の種類は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 個人会員—個人を対象とします。
- (2) 家族会員—個人会員の配偶者および直系二親等内の親族を対象とし

す（記名式1名）。

- (3) リミテッド会員—満20歳以上、満49歳以下の個人を対象とします。
また、施設利用時間は18：00～21：00（土日祝日は除く）
限定とします。
 - (4) 法人会員—法人を対象とします（1口につき、記名式で最大3名）。
2. 本クラブは将来、施設の利用状況を判断して前項に定めるもののほか、その他の種類の会員を定めることができます。

第7条（会員証）

当社は、会員に対して会員証を発行し、会員は次の各号の定めにしたがって、会員証を取り扱うものとします。

- (1) 会員証は、記名式とし、記名された方以外は使用できないものとします。
- (2) 会員は、本クラブ内の施設を利用するときは会員証を提示していただきます。
- (3) 会員は、会員証を紛失した場合、速やかに別途細則に定める手続きにより、当社に再発行の申請をするものとします。なお、再発行に伴う実費は、会員の負担となります。
- (4) 会員は、会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を当社に返還していただきます。

第8条（入会手続き）

本クラブへの入会手続きは、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 本クラブへの入会を希望する方（法人会員については記名者となる方）は、本クラブ所定の入会申込書等を当社に提出していただきます。
- (2) 当社は、入会を申込まれた方が会員資格条件を満たすかどうかについて審査を行い、その自由な裁量により、入会申込みを承認し、または承認しないことができます。なお承認しないときは、その理由を示す必要はないものとします。
- (3) 当社は、入会申込みをされた方に入会申込みに対する審査結果を通知します。
- (4) 入会を承認された方は、当社からの通知に基づき第9条に定める入会金、第12条に定める会員資格保証金および初年度の年会費を当社に納入し、当社が納入を確認できた時点で会員となります。
- (5) 法人会員の場合には、第(2)号の審査・承認は、法人および記名者の双方について行います。
- (6) 当社は、入会を承認された方に対して、速やかに本会則を書面にて交付するものとします。
- (7) 当社が本会則を変更するときは、効力の発生時期、変更する旨、内容、効力発生時期を書面にて会員に対して交付するものとします。

第9条（入会金）

1. 入会金は、別途細則に定める金額とし、一切返還しないものとします。但し、第23条第5項の場合はこの限りではありません。
2. 入会を承認された方は、前条第(4)号に定める会員資格保証金、入会金および初年度の年会費を当社が指定する金融機関に納入することとし

ます。

第10条（年会費）

1. 会員は、別途細則に定める年会費を、施設利用の有無に係わらず支払うものとします。
2. 会員は、別途細則に定める支払方法で、年会費を当社に納入しなければなりません。
3. 当社は、次の各号の場合に限り、別途細則に定める手続き完了後1ヶ月以内に、当該年会費を返還するものとします。
 - (1) 会員が第14条第3項により休業月数に相当する年会費の月割額の返還を受ける場合。
 - (2) 第22条第1項により年会費の70%に相当する金額の免除を受ける場合。
 - (3) 第23条第5項により年会費の全額の返還を受ける場合。
 - (4) 第26条により会員資格を喪失し、前納の年会費のうち会員資格喪失後の期間について、月割りにて返還を受ける場合。但し、同条第(5)号の場合は返還しません。

第11条（施設利用料等）

1. 会員および本則により本クラブ内の施設利用を認められた方は、本クラブ内の施設の利用について施設利用料を、施設の利用に際して別にマッサージ等のサービスを利用する場合はその利用料を（以下、これらの利用料を一括して呼称するときは「施設利用料等」といいます）、それぞれ当社にお支払いいただきます。
2. 施設利用料等の金額および支払方法は、別途細則に定めるとおりとします。

第12条（会員資格保証金）

1. 会員資格保証金は、別途細則に定める金額とし、その納入方法は入会金と同様とします。なお、会員が会員資格保証金を納入した場合、当社は会員資格保証金預り証書を発行します。
2. 会員資格保証金は、無利息とします。
3. 会員資格保証金は、退会手続きその他別途細則に定める手続きが完了した後、翌月末日までに返還します。
4. 前項の場合、支払い場所は当社の本店所在地においてとしますが、退会しようとする会員が希望する場合は、当該会員の指定する預金口座（当該会員名義のものに限る）に振り込む方法で返還することがあります。会員が、退会の意思表示をしたとき、仮差押え、差押え、仮処分、処分、強制執行、担保権の実行としての競売の申立てがあったとき、破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始の申立てもしくは特別清算開始の申立てがあったとき又は手形、小切手につき不渡り処分を受けたときに、会員は当社に対する一切の債務について当然弁済期が到来し、当社は利用料、年会費、ロッカー代等、その他一切の未履行債務を相殺できるものとし、相殺後の残額を返還するものとします。
5. 会員が、本条第1項に定める会員資格保証金預り証書を紛失した場合、

別途細則に定める手続きにより再発行します。

第13条 削除

第14条（営業時間・休業日の変更、臨時休業等）

1. 本クラブの営業時間は、別途細則に定めるとおりとし、次の各号に定める事由により、施設の全部または一部を臨時に休業または使用制限をすることがあります。
 - (1) 天災・地変その他外的事由による場合。
 - (2) 法令の制定改廃または行政指導による場合。
 - (3) 施設の改修、補修、点検、改造等を必要とする場合。
 - (4) 本クラブまたは当社が主催するイベント等の特別行事の開催、その他本クラブが制限または廃止を適当と認めた場合。
2. 本クラブは、会員に対し、前項第(1)号および緊急やむを得ない場合を除き、1ヶ月前までに臨時休業または使用制限を告知するものとします。
3. 当社は、本クラブが長期休業した場合、休業月数に相当する年会費の月割額を会員に対し返還します。この場合も第12条第4項の規定を適用します。
4. 前項の場合、1ヶ月未満の休業日数の月割り換算の方法については、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 月間16日以上—————1ヶ月相当額
 - (2) 月間10日以上15日以内—————0.5ヶ月相当額
 - (3) 月間10日未満—————返還いたしません

第15条（ビジターの利用）

1. 当社は、次の各号に定める場合に限り、会員以外の方に本クラブの利用を認めるものとします。
 - (1) 会員と同伴の方（3名様まで）。
 - (2) 会員にフィットネス利用券により紹介された方（同会員名の券の使用は1日につき3枚まで）。
 - (3) 当社指定のホテルの宿泊者。
 - (4) 当社が特に認めた方。
2. 前項の(1)ないし(3)号の方の施設利用料は、別途細則に定めるものとします。
3. 当社は、第1項(1)ないし(3)号の方の施設利用について、施設の利用状況等によっては、事前に予約を求め、又は利用時間等を制限することがあります。

第16条（施設利用の方法、制限）

1. 会員および前条第1項所定の方は、当社が別に定める「施設利用規則」にしたがって施設利用をするものとします。
2. 次の各号に該当すると当社が判断した方は、施設利用を禁止します。
 - (1) 刺青、またはタトゥーのある方。
 - (2) 伝染病等、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。
 - (3) 飲酒等により正常な施設利用ができないと認められた方。
 - (4) 医師により運動を禁じられている方。
 - (5) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊

知能暴力集団等、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）。

- (6) 反社会的勢力でなくなったときから5年を経過しない方。
- (7) 自らの所属する法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます）が反社会的勢力である方。
- (8) その他、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本クラブに入会させる等反社会的勢力と共生又は関与している方。

第17条（責任事項）

1. 当社は、明らかに当社に責任のある事故を除き本クラブ内で発生した人的、物的事故について、一切の責任を負いません。
2. 会員は、自己の責任において、本クラブの施設を利用していただきます。
3. 会員は、本クラブの施設利用に際して、自己の責に帰すべき事由により、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合速やかにその責に任ずるものとします。
4. 法人会員の会員は、記名者が本クラブ内における行為により当社に対し損害賠償義務を負う場合その他当社に対し理由の如何を問わず債務を負う場合は、連帯責任を負っていただきます。
5. 会員は、第15条第1項第(1)号および(2)号所定の方が本クラブ内における行為により当社に対し損害賠償義務を負う場合その他当社に対し理由の如何を問わず債務を負う場合は、連帯責任を負っていただきます。

第18条（変更事項の届出）

1. 会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合、別途細則に定める手続きにより速やかに当社に届け出るものとします。
2. 会員は、変更届の未提出を原因とする一切の責任を負うものとします。

第19条（会員資格の譲渡禁止）

本クラブの会員資格は、本人限りとし、第21条の場合を除き、これを他に譲渡、転売、貸与ならびに担保等に供することはできないものとします。

第20条（会員種類変更）

会員は、別途細則に定める手続きにより、年会費その他未納がない場合に限り、当社の承認を得て会員種類の変更をすることができるものとします。

第21条（会員資格の名義変更）

1. 会員は、次の各号に定める場合に限り、第8条に規定する承認を得て、その会員資格の名義変更をすることができます。ただし、年会費その他未納金がある場合には、この限りではありません。
 - (1) 個人会員が配偶者または直系二親等内の家族に名義変更する場合。
 - (2) 法人会員がその記名者を同一法人内の他の方に名義変更する場合。
 - (3) その他当社が特別に認めた場合。
2. 名義変更を行う場合は別途細則に定める手続きによります。

第22条（休会）

1. 会員は、長期出張、転勤や病気等のやむを得ない事由により6ヶ月以上

本クラブを利用できない場合であると当社が特別に認める場合に限り、休会することができその休会期間中の年会費は70%に相当する金額を免除いたします。

2. 前項の場合、別途細則に定める手続きにより、休会届とその事由を証明できる書類または医師の診断書等を提出し当社から休会の承認を得るものとします。
3. 休会中の会員は、その会員名が記載されたフィットネス利用券のご利用および会員特典のご使用はできません。
4. 休会中の会員は、休会事由がなくなったとき、いつでも復会届を提出して復帰できます。この場合、復会の月から月割により、年会費を納入していただきます。
5. 前項の納入方法は年会費と同様とします。

第23条（退会）

1. 会員は、自己の都合により、別途細則に定める手続きにしたがって、退会することができます。
2. 前項の場合、年会費その他未納金があるときは、これを完納するものとします。
3. 当社は、会員が既に支払った年会費の残額があるときは退会手続き完了後1ヶ月以内に返還します。この場合の返還方法についても、第12条第4項を適用します。
4. 削除
5. 会員は、第8条第(4)号に定める会員となった日から8日を経過するまで、書面により無条件に契約を解除することができるものとします。
6. 前項の場合、当社は、受領した入会金、会員資格保証金および年会費の全額を返還いたします。但し、施設を利用した際に係る諸費用および購入した物品等の代金は、返還しないものとします。また、この場合の返還方法についても第12条第4項を適用します。

第24条（禁止事項）

会員は、本クラブ及び当社に対して次の行為をしてはいけません。

- (1) 他の会員を含む第三者や本クラブの施設スタッフ、本クラブ、当社を誹謗、中傷すること。
- (2) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本クラブの信用を毀損し、または本クラブの業務を妨害する行為。
- (3) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (4) その他、法令または公序良俗に反する行為、当社が会員としてふさわしくないと認める行為。

第25条（除名等）

1. 当社は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一時停止、または除名をすることができるものとします。
 - (1) 年会費又は施設利用料等の支払いを細則で別途定める支払期日から3ヶ月以上滞納した場合。
 - (2) 本クラブの施設を故意に破損した場合。
 - (3) 本会則、細則および施設利用規則その他本クラブの定める規則に違反した場合。

- (4) 当社及び本クラブの名誉、信用を傷つけ、秩序を乱した場合。
 - (5) 入会申込みに際し、第5条の会員資格条件について虚偽の申告をして入会をしたことが明らかとなった場合。
 - (6) その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があった場合。
 - (7) 反社会的勢力であること、又は、反社会的勢力でなくなったときから5年を経過しないことが明らかとなった場合。
 - (8) 会員の所属する法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます）が反社会的勢力である方。
 - (9) その他、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本クラブに入会させる等反社会的勢力と共生又は関与していることが明らかとなった場合。
 - (10) 麻薬覚醒剤等違法禁止薬物を服用したことが明らかとなった場合。
 - (11) 以前に本クラブの会則に違反し退会していたことが明らかとなった場合。
 - (12) その他前各号に準ずるものであることが明らかとなった場合。
2. 会員に対する資格の一時停止、除名の効果は、家族会員にも及ぶものとします。

第26条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号に定める場合、その会員資格を失います。

- (1) 個人会員・家族会員・リミテッド会員の死亡の場合。
- (2) 法人の解散の場合。
- (3) 傷病等により会員を継続することが不可能になった場合。
- (4) 海外永住等により本クラブの利用が不可能になった場合。
- (5) 除名の場合。
- (6) 退会した場合。
- (7) 会員資格の名義を変更した場合。
- (8) 家族会員については、その基になる個人会員が資格を喪失した場合。

第27条（本クラブの廃止）

1. 当社は、次の各号の一つに該当し、かつ事業の継続が不可能または著しく困難と判断した場合、本クラブを廃止することができるものとします。
 - (1) 天災・地変その他外的事由による場合。
 - (2) 法令の制定改廃または行政指導による場合。
 - (3) 社会情勢、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由が発生した場合。
 - (4) 経営状況、その他の事由により当社が事業の継続が不可能と判断した場合。
2. 当社は、本クラブ廃止の場合、第12条第4項に定める返還方法で、会員資格保証金を無利息にて全額返還いたします。
3. 当社は、前項の他に特別の補償、賠償の義務がないものとします。

第28条（会則等遵守）

本クラブのすべての会員、およびビジターは、本会則、細則、施設利用規則、プライベートロッカー利用規則その他本クラブが定める管理および運営に関する事項（以下「本会則等」といいます）についても、本会則の前文に定める目的で定めるものとし、これらの会員への周知手続については、本会則

第8条の第(7)号に定める手続きによるものとします。

第29条（通知方法）

1. 本会則および細則に定める通知または予告は、本クラブ内の所定の場所への掲示または郵送のいずれか、あるいは両方によりこれを行います。
2. 前項の郵送は会員が本クラブに届け出た住所、連絡先および氏名宛への発送をもって完了したものとします。

第30条（改正）

第28条に定める本会則等当社の定めた事項の改正・変更は、本会則の第8条(7)号に定める周知手続により当社が行い、その効力はすべての会員に及ぶものとします。また、会員は、本会則細則および施設利用規則その他当社が定めた事項の改正・変更に対し、異議の申し立て、権利の主張その他一切の請求をしないものとします。

2026年10月1日改正

細 則

本細則は、株式会社J R東海ホテルズ（以下「当社」といいます）が作成する、タワーズフィットネスクラブの会員との間のフィットネスクラブ会員契約と一体を為す会則（以下「会則」といいます）と一体を為すものとします。

第1条（入会金、年会費、施設利用料等）

1. 会則第9条第1項の「別途細則に定める入会金」の額および第10条の「別途細則に定める年会費」の額は、ホテルが別に作成交付する「施設利用のご案内」（以下「施設利用のご案内」といいます）記載の金額とします。
2. 会則第11条第2項の「別途細則に定める」施設利用料および会則第15条第2項の「別途細則に定める」ビジターの施設利用料は、「施設利用のご案内」記載の金額とします。
3. 会則第11条第2項の「別途細則に定める」マッサージ等のサービスの内容および利用料は、「施設利用のご案内」記載の内容および金額とします。

第2条（年会費、施設利用料等の支払方法）

1. 年会費の各年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとし、年度途中における入会の場合、年会費は、入会月の翌月から月割りとします。
2. 年会費は、次年度分を、毎年3月末日限り、お支払いいただきます。
3. 会則第11条第1項の施設利用料等のお支払いは、当社の指定する方法でお支払いいただきます。

第3条（年会費の返還）

会則第10条第3項の「別途細則に定める手続き」とは、次の各号に定める書面に必要事項を記入し、署名押印の上、ご提出いただくこととします。

- (1) 同項(1)号に定める長期休業による返還を受ける場合
「年会費返還請求書」（様式1）
- (2) 同項(2)号に定める休会による返還を受ける場合
「休会届」（様式2）
- (3) 同項(3)号に定める無条件解約による返還を受ける場合
「年会費返還請求書」（様式1）
- (4) 同項(4)号に定める資格喪失によって返還を受ける場合
イ 会則第26条第(1)ないし(4)号の場合
「年会費返還請求書」（様式1）
ロ 会則第26条第(6)号の場合
「退会届」（様式4）
ハ 会則第26条第(7)及び(8)号の場合
「年会費返還請求書」（様式1）

第4条（会員資格保証金）

1. 会員資格保証金は、「施設利用のご案内」記載の金額とします。
2. 会則第12条第3項の「別途細則に定める手続き」とは、次の各号に定めるものとします。
 - (1) 「会員資格保証金返還申請書」（様式3）に必要事項を記入し、署名押印の上、「会員資格保証金預り証書」（様式5）を添付してご提出いた

だきます。

- (2) 前号の「会員資格保証金預り証書」を紛失した場合には代わりに「念書」（様式6）をご提出いただきます。
 - (3) (1)および(2)の手続きをホテルで確認した時点をもって 会則第12条第3項所定の手続きが完了した日といたします。
 - (4) 再発行に伴う手数料は「施設利用のご案内」に記載の金額とします。
3. 会則第12条第5項の「別途細則に定める手続き」とは、次の各号に定めるものとします。
 - (1) 「会員資格保証金預り証書紛失届」（様式7）に必要事項を記入し、署名押印の上、ご提出していただきます。
 - (2) 再発行に伴う手数料は「施設利用のご案内」に記載の金額とします。

第5条（会員資格保証金特例の本人以外への返還手続）

1. 削除
2. 削除
3. 削除
4. 「会員資格保証金返還申請書」（様式3）には、次の各号に定める場合に限り、各書類を添付するものとします。
 - (1) 会則第26条第1項第(1)号の場合
除籍簿本および遺産分割協議書等の正当な受領者であることを証明する書類
 - (2) 会則第26条第1項第(2)号の場合
解散の登記がなされた当該法人の登記事項全部証明書
および正当な受領者である事実を証明する書類
- (3) 削除
- (4) 削除

第6条（営業時間、利用開始日及び施設利用の範囲）

1. 会則第14条第1項の「別途細則に定める」営業時間と「施設利用のご案内」記載のとおりとします。
2. 会員の利用開始日は、会則第8条第(4)号により会員となった日から利用できるものとします。
3. 営業時間・休業日の変更については、会則第28条に定める方法により通知いたします。
4. 会員、ビジターは、年齢による制限の上、本クラブ内の全施設がご利用いただけます。但し、施設によっては、あらかじめご予約いただくか、あるいは利用時間を制限させていただく場合があります。

第7条（会員証の紛失）

会則第7条第(3)号の「別途細則に定める手続き」とは、「会員証紛失及び再発行届」（様式8）に必要事項を記入します。

第8条（変更事項の届出）

会則第18条第1項の「別途細則に定める手続き」とは、「住所等変更届」（様式9）によります。

その効力は全ての会員に及ぶものとします。

2026年10月1日改正

第9条（会員種類変更手続き）

1. 会則第20条第2項の「別途細則に定める手続き」とは、「会員種類変更届」（様式10）に必要事項を記入し、署名押印の上ご提出いただき、当社の承認を得るものとします。
2. 次の各号に定める会員資格の変更の手続きを行うにあたっては、種類変更時における「施設利用のご案内」記載の入会金、会員資格保証金の差額および手数料を当社にお支払いいただきます。
 - (1) リミテッド会員が個人会員となる場合
 - (2) 家族会員が個人会員となる場合
 - (3) 個人会員が法人会員となる場合
 - (4) リミテッド会員が法人会員となる場合

第10条（名義変更手続き）

1. 会則第21条第2項の「別途細則に定める手続き」とは、「名義変更届」（様式11）に必要事項を記入し、署名押印の上、当社指定の必要書類と合わせてご提出いただき、当社の承認を得るものとします。
2. 名義変更の手続きを行うにあたっては「施設利用のご案内」記載の手料を当社にお支払いいただきます。

第11条（休会）

会則第22条第2項の「別途細則に定める手続き」とは、会員が「休会届」（様式2）を事前に当社にご提出していただくことによります。

第12条（退会）

1. 会則第23条第1項の「別途細則に定める手続き」とは、「退会届」（様式4）に必要事項を記入、署名押印の上、当社にご提出いただきます。
2. 退会する方に年会費その他未納金のあるときは、これを完納したとき、退会手続きが完了したものとします。

第13条（会員の費用負担及び消費税）

1. 入会金、会員資格保証金及び年会費等の当社への支払いに際して発生した銀行振り込み手数料は、会員の負担とさせていただきます。
2. 消費税の対象となる諸料金については、別途消費税を申し受けます。

第14条（付則）

年会費、名義変更手数料、施設利用料等、その他諸料金については、経済事情の変動により、増額させていただく場合があります。この場合は、会則第29条及び本細則第16条の手続きによるものとします。

第15条（定めなき事項）

本細則に定めなき事項ならびに管理及び運営上必要な一切の事項は、当社がこれを定めるものとします。

第16条（改正）

本細則の改正・変更は、会則第30条の定めに基づきホテルがこれを行い、

施設利用規則

タワーズフィットネスクラブが、皆様の健康づくり及びリラクゼーションの場として快適にお過ごしいただけることを目的として、下記の通り、規則を定めます。

1. 本クラブは、会員制のフィットネスクラブでございます。本クラブのご利用は会員及びそのご同伴の方、フィットネス利用券ご使用の方、ホテルご宿泊のお客様その他ホテルが特に認めた方に限らせていただきます。
2. 刺青、タトゥーをされている方、反社会的団体に関与されている方のご入場はお断りいたします。
3. 本クラブ内での喫煙・お食事はご遠慮下さい。酒気を帯びてのご入場はお断りいたします。
4. 心臓疾患、高血圧、皮膚疾患、結膜炎その他伝染病等体調不良の方のご利用はお断りいたします。
5. 本クラブのフィットネスエリア及びリラクゼーションエリアでの携帯電話の通話はご遠慮ください。
6. 本クラブを利用される方の所有物・管理物・占有物をご自身で責任持って管理して頂きます。特に、現金貴重品等はセーフティーボックスにお預け下さい。セーフティーボックスにお預けにならない物の盗難事故、紛失、破損等に関しては、本クラブは一切の責任を負いません。
7. 本クラブご利用中に生じた傷害等の事故につきましては、本クラブ側に重過失がある等明らかに責任のある事故を除き一切の責任を負いません。ロッカーキー等、貸出し品の紛失、破損があった場合は別途費用をお支払いいただきます。
8. フィットネスエリアのご利用について
 - (1) ご利用に際しましては、トレーニングウェア及びトレーニングシューズをご着用ください。
 - (2) 体調のすぐれない方は、トレーニングをご遠慮ください。
 - (3) トレーニング中ご気分が悪くなられた方、痛みを覚えた方は、速やかにトレーニングを中止し、インストラクターにお申し出ください。
 - (4) 18歳未満の方のご利用は、ご遠慮ください。
 - (5) リミテッド会員の方のご利用は18:00～21:00（土日祝日は除く）に限らせていただきます。
9. プールエリアのご利用について
 - (1) ご利用に際しましては、水着及びスイミングキャップをご着用ください。
 - (2) 水質保全の為、ご利用の前には必ず化粧および整髪料を落とし、プール入口にてシャワーをお浴びください。
 - (3) サンオイルやローションのご使用、ビーチボール、浮輪等のご使用はご遠慮ください。
 - (4) シュノーケル、足ひれ等は接触した場合危険ですので着用しないでください。
 - (5) ガラス製品、プール汚染の恐れのあるもの、動物の持込みはご遠慮ください。（介助犬は除外といたします。）
 - (6) 体調のすぐれない方は遊泳をご遠慮ください。
 - (7) 遊泳中ご気分が悪くなられた方は、速やかに遊泳を中止し、インストラクターにお申し出ください。
 - (8) 4歳以上13歳未満の方のご利用は9:00から18:00の間、満20歳以上の保護者が同伴して遊泳される場合に限りさせていただきます。
 - (9) 4歳未満、及びオムツの取れていない乳児のご利用、また防水オムツでのご利用はご遠慮ください。
 - (10) プールサイドでのベビーカーのご利用、ご見学はご遠慮ください。
 - (11) リミテッド会員の方のご利用は18:00～21:00（土日祝日は除く）に限らせていただきます。
10. 浴室・サウナのご利用について
 - (1) **性別に準じたロッカールームをご利用ください。（小学校始期に達しないものを除く）**
 - (2) 浴槽はよく体を洗ってからご利用下さい。また、浴槽内でのタオルや石鹸の使用、洗髪はご遠慮ください。
 - (3) 浴室、サウナでは水着の着用はご遠慮ください。
 - (4) サウナ室への雑誌・新聞等の持込みはご遠慮ください。また、水着その他を乾燥させる、濡れたタオルを絞る等の行為やサウナストーブに水をかける行為は危険ですのでご遠慮ください。
 - (5) 4歳以上13歳未満の方のご利用は、9:00から18:00の間、満20歳以上の保護者も同伴して入浴される場合に限りさせていただきます。
 - (6) 4歳未満、及びオムツの取れていない乳児のご利用、また防水オムツでのご利用はご遠慮ください。
 - (7) リミテッド会員の方のご利用は18:00～21:00（土日祝日は除く）に限らせていただきます。
11. 削除
12. 本クラブ内において忘れ物等が発見された場合、所定の手続きをさせていただきますのであらかじめご了承下さい。
13. 以下に類する行為をされた方はご退場いただきます。
 - (1) 施設利用者や施設スタッフに対する暴力行為、脅迫的な言動、威嚇行為、同人らが恐怖を感じる行為その他迷惑行為。
 - (2) 本クラブの諸施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し行為。
 - (3) 正当な理由なく、面談、電話、Eメール、その他の方法で施設利用者や施設スタッフに連絡をとったり、待ち伏せしたり、尾行したり、みだりに話しか

けたりする等の行為。

(4) 施設利用者や施設スタッフの意に反する性的言動。

(5) その他、法令または公序良俗に反する行為。

14. その他、本クラブの各施設をご利用の際には所定の表示記載事項及び係員の指示に従ってください。

2026年10月1日改正